

開成駅前第1自転車駐車場 ご利用案内



開成町自転車等駐車場 指定管理者

開成町 地域防災課

1. 駐車場、管理事務所等について

【駐車場概要】

□場 所

開成町吉田島 4440-2

(小田急線開成駅 北側線路沿い)

□構 造

鉄骨造屋根付2段ラック式及び平面式

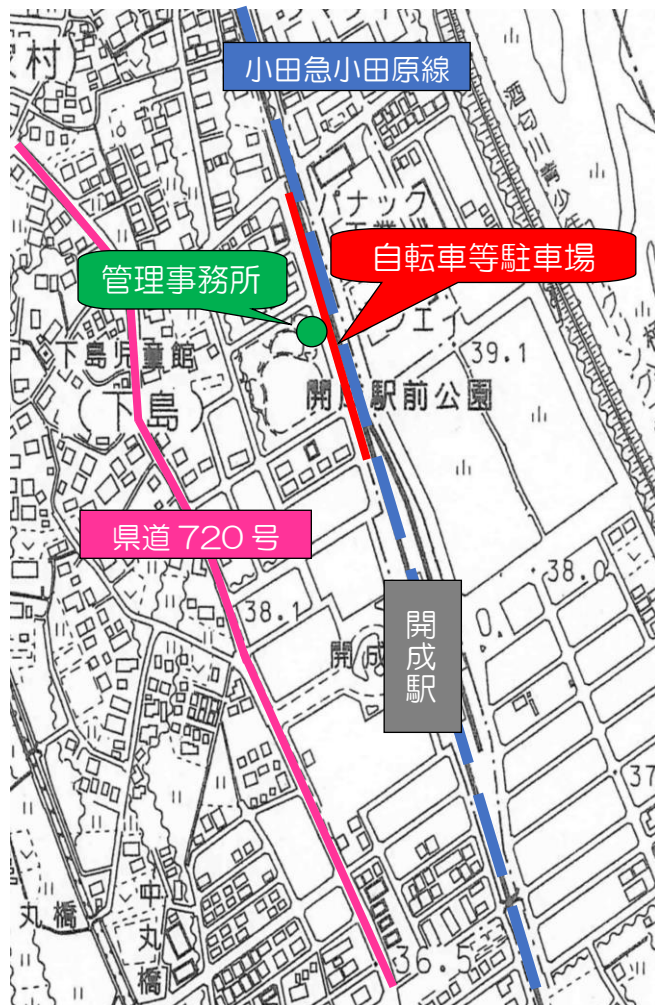
□収容台数

自転車

(定期) 538 台 (一時) 34 台

原動機付自転車

(定期) 44 台 (一時) 10 台



【管理事務所概要】

□場 所 開成町吉田島 4362 開成駅前公園内

□電 話 0120-974-362

※コールセンターにつながります

□管理人常駐時間

〔毎月1日から月末の8日前まで〕

①7:00~10:30

〔月末の1週間前から月末まで〕

②7:00~10:30、15:30~19:30

例: 1月 1日から24日→①

1月25日から31日→②

□休 業 日 年末年始(12月29日~1月3日)

□業務内容 定期駐車の新規・更新の申し込み、
変更手続き、利用券の発行など



2. 駐車場の利用方法について

駐車場の利用方法には、あらかじめ複数月分の利用料金をお支払いいただく「定期駐車」と、1回の利用ごとに利用料金をお支払いいただく「一時駐車」の2種類があります。

【① 定期利用】

申し込み方法や空き状況については、コールセンターにお問い合わせください。

□利用料金

車両の種類	利用者の区分	利用料金
		月 額
自転車	一 般	1,250 円
	学 生	940 円
原動機付自転車	一般、学生	2,400 円

□新規・更新手続きに必要なもの

区 分	自 転 車		原動機付自転車
	一 般	学 生	
新 規	・ 駐車場利用料金 ・ 自転車	・ 駐車場利用料金 ・ 学生証の写し ・ 自転車	・ 駐車場利用料金 ・ 原動機付自転車
	交通系 IC カード等【パスモ PASMO・スイカ Suica 等】※お持ちの方 ※管理事務所ではチャージできませんので、事前にチャージをお願いします。		
更 新	・ 駐車場利用料金 ・ 自転車	・ 駐車場利用料金 ・ 学生証の写し ・ 自転車	・ 駐車場利用料金 ・ 原動機付自転車
	登録された交通系 IC カード等【パスモ PASMO・スイカ Suica 等】		

- ・ 契約は、原則毎月 1 日から末日までの 1 ヶ月単位とします。
- ・ 新規契約の手続きは、毎月 9 日～翌月 7 日（毎月 8 日除く日）が受付期間となります。
管理人常駐時間に管理事務所で手続きをお願いします。
- ・ 定期利用の更新手続きは、券売機で更新ができますので、随時手続きを行ってください。
- ・ 契約更新の手続きは、毎月 20 日～月末までが受付期間となります。
※毎月 8 日を除く、毎月 9 日（7：00）～翌月 7 日（24：00）が更新期間です。

□新規・更新以外の手続き

区 分	必要な書類等	備 考
定期駐車を取り消す	・利用取消許可申請書 ・交通系 IC カード等	すでに支払われた料金の返却はできません。
住所等の変更・交通系 IC カード等の再登録	・利用者住所等変更届 ・交通系 IC カード等	再登録を行います
定期シール再交付	・定期シール等再交付申請書	汚損など、紛失以外の理由により申請される場合は、定期シール等の添付が必要です。

- ・ 申請書は管理事務所でお受け取りください。
- ・ なお、すでに支払われた料金の返却はできませんので、ご注意ください。
- ・ 原動機付自転車とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する50cc以下の原動機付自転車をさします。

●定期駐車料金の免除について

次に該当する方は、定期利用料金が免除されます。
利用申し込み時に、手続きを行ってください。

区 分	提出・提示するもの
・児童福祉法の規定により、児童相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所において、知的障害の判定を受けている方 ・身体障害者福祉法の規定により、障害者手帳の交付を受けている方 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	・利用料金免除申請書 ・障害者手帳等
・生活保護法の規定により、保護を受けている方	・利用料金免除申請書 ・生活保護受給者証（休日・夜間受診証）等の証明書類。

【② 随時駐車利用】

随時駐車をされる方は、1日を限度として、1回の利用の都度、利用料金を納付してください。

□利用料金

車両の種類	利用料金（1日）
自転車	100 円
原動機付自転車	200 円

- 券売機により 24 時間利用が可能です。
- 日付が変わると利用料金が加算されます。

3. 利用上の注意事項

- 登録された交通系 IC カード等は常に携帯し、管理人から求められたときは、提示してください。また、他の人に渡したり、貸したりしないでください。
- 定期シールは、必ず指示された位置に貼付してください。
- 自転車等は、定められた場所に駐車し、必ず施錠してください。駐車場で起こった盗難や事故などについて、指定管理者及び町は一切の責任を負いかねます。
- 利用許可期間が過ぎても駐車されている自転車等は撤去し、町の放置自転車等保管場所へ移動します。移動した自転車等は放置自転車扱いとなり、返還には駐車していた期間に応じた料金と、移動保管手数料（自転車 1,000 円、原動機付自転車 2,000 円）がかかります。

4. 開成町自転車等放置禁止区域について

開成駅周辺は、「自転車等放置禁止区域」に指定されています。

自転車等を道路・歩道等の公共の場所に放置すると、保管場所に移動いたしますので、必ず駐輪場に駐車してください。

【保管期間】

撤去から3ヶ月間。（所有者が判明した場合は引取通知から3ヶ月間）

※保管期間経過後も引き取りのない場合は、所有権を放棄したとみなし、処分します。

【返還申請について】

印鑑、身分証明書、自転車などのカギ、移動保管手数料（自転車 1,000 円、原付 2,000 円）が必要です。

【返還を申請する場所・時間】

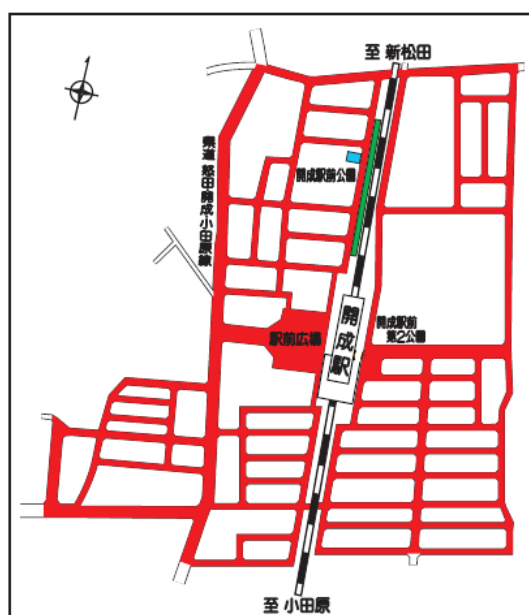
開成町 地域防災課

開成町延沢 773 番地

電話 0465-84-0326

時間 8:30~17:15

※土日、祝祭日、年末年始はのぞく。



- 自転車等放置禁止区域
- 開成駅前第1自転車 駐輪場
- 開成駅前第1自転車 駐輪場管理事務所